

恵庭市介護支援ボランティアポイント事業について

1. 目 的

- ・介護保険法に規定する介護予防事業として高齢者が介護支援ボランティア活動を通じた介護予防を推進するとともに、要介護状態及び要支援状態の高齢者に対する日常的、主体的な地域での支え合いを育成及び支援することを目的としています。

2. 管 理 機 関

- ・恵庭市社会福祉協議会に委託して実施。

3. 事 業 内 容

(1) 対象者

- ・市内在住の恵庭市介護保険第1号被保険者
- ・介護保険法に基づく要介護認定を受けていないもの（要支援は含む）

(2) 活動施設及び活動内容

- ・高齢者支援施設・事業所等で行ったボランティア活動に対してポイントを付与する。

活 動 施 設	活 動 内 容
・グループホーム ・特別養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・デイサービス 等 ※いずれも市に活動施設として登録が必要	① 囲碁・将棋などの趣味活動の相手 ② 入所者・利用者の話し相手 ③ 入所者・利用者に対する芸能等の披露 ④ レクリエーション補助 ⑤ 食事介助の補助 ⑥ 散歩の付き添い ⑦ 施設行事の手伝い ⑧ 施設内外環境整備（花壇整備・草刈等） ※ただしどの活動も利用者や入居者との共同作業に限る。

(3) ポイントについて

- ・介護支援ボランティアが持参するポイント手帳にポイントを付与。
- ・活動1時間につき1ポイント。1日の上限は2ポイントまでとし、期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間とします。

(4) ポイントの換金

- ・1ポイントにつき100円とし、1年度において換金できる額は5,000円を上限とします。申請期間は1月から2月までとし、市へ申請し、市が介護保険料の未納、滞納を確認し換金します。

4. ボランティア登録者及び受入れ施設

ボランティア登録者	受入れ施設
82名（2月末現在）	34施設（2月末現在）

恵庭市地域密着型サービス事業者の選定について

1. 趣旨

恵庭市では、第 6 期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を図るため、平成 28 年度に「認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）」事業者を公募し、地域密着型サービス基盤の整備・充実を図ります。

2. 募集概要

サービスの種類	整備数	募集圏域	供用開始
認知症対応型 共同生活介護	18 人 (2 ユニット×1 カ所)	市内全域	平成 29 年 3 月

3. 選定結果

1	事業予定者	株式会社 橙果舎 (住所：札幌市中央区北 1 条西 25 丁目 2 番 7 号)
2	事業予定地	恵庭市恵み野里美 1-3 の 2 (平成 29 年 3 月～)
3	選定方法	公募を行い選定委員による審査により選定しました。 6 事業者より提出のあった応募書類の内容を踏まえ、当該事業に関わる恵庭市介護保険サービス事業者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を開催し、委員の書類審査・事業者プレゼン審査・ヒアリング審査による総合審査を実施しました。
4	選定委員会開催日	第 1 回 平成 28 年 4 月 25 日 (月) 第 2 回 平成 28 年 5 月 25 日 (水) 第 3 回 平成 28 年 6 月 15 日 (水)

恵庭市地域包括支援センター設置運営法人の公募結果について

1. 趣旨

恵庭市では、高齢の方々が支えあい安心して暮せるよう日常生活の支援が包括的に確保される体制整備を進めています。

この度、第6期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、日常生活圏域の見直しの方針を決定いたしました。現在、市内3か所に設置していますが、高齢者人口の増加、各日常生活圏域における高齢者数の平準化を目的に、平成28年10月より4か所とするものであります。これに伴い、新たに1か所、恵庭市と委託契約を結び、地域包括支援センターの設置運営を受託する法人を公募いたしました。

2. 募集概要

地理的条件や地域の社会資源、これまでの地域活動等を勘案し、現在の圏域を尊重して、3圏域から4圏域とし、新たに下記の対象地区内に地域包括支援センターを募集しました。

圏 域	対象地区
恵み野・中島地区	恵み野東、恵み野西、恵み野南、恵み野北、恵み野里美、中島町

3. 公募結果

1	選定事業者	医療法人 北晨会 (住所：恵庭市恵み野西2丁目3番地5)
2	開設場所	恵庭リサーチビジネスパーク2F(平成28年10月～) 恵庭市恵み野北3丁目1番地1(平成29年3月～)
3	選定方法	公募を行い選定委員会での審査により選定いたしました。 恵庭市地域包括支援センター業務委託事業者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を開催し、2法人より提出のあった応募書類の内容を、委員の書類審査、事業者プレゼン審査、ヒアリング審査による総合審査を実施しました。
4	選定委員会開催日	第1回 平成28年5月12日(木) 第2回 平成28年5月27日(金) 第3回 平成28年6月17日(金)

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業について

恵庭市は第6期計画に基づき、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）を開始します。人口減少とサービス需要増加の2つの課題を抱えるなかで、新しい総合事業の推進により介護予防強化と生活支援充実を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

新しい総合事業移行とは、介護保険給付サービスである介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援などを「地域支援事業の介護予防・日常生活総合事業」に移行することです。

① 恵庭市の新しい総合事業のサービス類型

新しい総合事業のサービス類型としては、現行相当サービス、基準緩和型サービス（A類型）、住民主体による支援（B類型）、短期集中予防サービス（C類型）、移動支援（D類型）があります。

平成29年4月移行の際、恵庭市では「現行相当サービス」と既往の地域支援事業の2次予防事業を継承する「短期集中予防サービス」、「介護予防ケアマネジメントA」を開始することで調整を進めています。

（別紙 恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則案 参照）

平成29年度は、基準緩和型サービス（A類型）と住民主体による支援（B類型）の実施を検討し、実施すべきサービスについては平成30年度からの開始を目指します。

類型		提供主体	H29
訪問	現行の介護予防訪問介護相当	介護事業所指定	○
	訪問型サービスA	介護事業所指定	検討
	訪問型サービスB	住民主体の活動助成	検討
	訪問型サービスC	市直営、民間委託	○
	訪問型サービスD	住民主体の活動助成	検討
通所	現行の介護予防通所介護相当	介護事業所指定	○
	通所型サービスA	介護事業所指定	検討
	通所型サービスB	住民主体の活動助成	検討
	通所型サービスC	市直営、民間委託	○
生活支援	栄養改善を目的とした配食	民間委託	検討
	住民ボランティア等が行う見守り	住民主体の活動助成	
	自立支援に資する生活支援	民間委託	
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA（原則的）	地域包括支援センター	○
	ケアマネジメントB（簡略化）	地域包括支援センター	検討
	ケアマネジメントC（初回のみ）	地域包括支援センター	検討

② 平成28年度新しい総合事業移行スケジュール

平成28年度は、サービス類型の検討のほか、円滑な事業移行に必要な予算措置、実施要綱等の整備、窓口体制の確保、団体・事業所への周知などを行います。

時期		実施項目（予定）
H28	12月	第3回専門部会 総合事業開始当初のサービス決定、例規の整備（実施要綱制定） 事業者等への説明会（12月26日予定）
H29	1月	相談窓口研修会 4月要支援認定更新（2ヶ月前）通知対応など
	2月	広報掲載、HP掲載、 第4回専門部会
	3月	相談窓口設置準備、団体への説明
	4月	新しい総合事業開始

サービスの類型

<参考資料>

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは旧介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	旧予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、旧介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	旧予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメントのプロセスは、あくまでも従来からの原則的なケアマネジメントのプロセスに沿って利用者の状態等、基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて実施されることが基本である。その上で介護予防ケアマネジメントの典型例として以下の類型を想定している。

- ケアマネジメントA：・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合
・訪問型・通所型サービスCを利用する場合
・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合
- ケアマネジメントB：・ケアマネジメントA又はC以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合、（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合）
- ケアマネジメントC：・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合（必要に応じ、その後の状況把握を実施）